

別記第3号様式

(入札の公告)

北海道教育庁石狩教育局告示第43号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和5年1月27日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 入札に付す事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 灯油（A地区）（1リットル当たりの単価）	108,800リットル
イ 灯油（B地区）（1リットル当たりの単価）	120,300リットル
ウ 灯油（C地区）（1リットル当たりの単価）	154,100リットル
エ 灯油（D地区）（1リットル当たりの単価）	152,500リットル
オ 灯油（E地区）（1リットル当たりの単価）	92,000リットル
カ 灯油（F地区）（1リットル当たりの単価）	92,900リットル
キ 灯油（G地区）（1リットル当たりの単価）	63,100リットル

アからキまでの入札については、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和5年1月27日（金）から同年2月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室

(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和5年3月8日(水)午後3時(送付による場合は、同月7日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ (<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地

060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号

011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Kerosene(JIS class No.1) Approximately 108,800 liters
- b Kerosene(JIS class No.1) Approximately 120,300 liters
- c Kerosene(JIS class No.1) Approximately 154,100 liters
- d Kerosene(JIS class No.1) Approximately 152,500 liters
- e Kerosene(JIS class No.1) Approximately 92,000 liters
- f Kerosene(JIS class No.1) Approximately 92,900 liters
- g Kerosene(JIS class No.1) Approximately 63,100 liters

B Bid tendering date and time:3:00 P.M., March 8, 2023

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 7, 2023)

C Contact:Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education

Hokkaido Office of Education, kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo,
060-8549, Japan

Phone:011-204-5872

入札説明書

この入札説明書は、令和5年（2023年）1月27日付け北海道教育庁石狩教育局告示第43号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

ア 灯油（A地区）（1リットル当たりの単価）	108,800リットル
イ 灯油（B地区）（1リットル当たりの単価）	120,300リットル
ウ 灯油（C地区）（1リットル当たりの単価）	154,100リットル
エ 灯油（D地区）（1リットル当たりの単価）	152,500リットル
オ 灯油（E地区）（1リットル当たりの単価）	92,000リットル
カ 灯油（F地区）（1リットル当たりの単価）	92,900リットル
キ 灯油（G地区）（1リットル当たりの単価）	63,100リットル

アからキまでの入札については、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様その他の明細

別紙「校舎暖房用燃料（灯油）地域区分別規格並びに調達予定数量等一覧」及び契約書（案）による。

(3) 契約期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

(4) 納入場所

別紙「校舎暖房用燃料（灯油）地域区分別規格並びに調達予定数量等一覧」及び契約書（案）による。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和4年度（2022年度）に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしている者であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和5年（2023年）1月27日（金）から同年2月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室

(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時

令和5年(2023年)3月8日(水)午後3時(送付による場合は、同月7日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所

(1)に同じ。

(4) 開札日時

(2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時において、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取り扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

イ 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電話番号 011-204-5872

(4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この公告の内容は予定であり、変更すること又は取りやめることがあり得る。

(7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

別紙

校舎暖房用燃料（灯油）地域区分別規格並びに調達予定数量等一覧

	地区名	規格	納入場所 (学校名)	調達予定数量 (L)	地域区分別 予定数量 (L)
1	A	1号	北海道札幌南高等学校	27,600	108,800
			北海道札幌南陵高等学校	14,700	
			北海道真駒内養護学校	3,000	
			北海道札幌伏見支援学校	400	
			北海道札幌平岡高等学校	19,300	
			北海道札幌月寒高等学校	18,500	
			北海道札幌真栄高等学校	25,300	
2	B	1号	北海道札幌工業高等学校	26,400	120,300
			北海道札幌北高等学校	24,700	
			北海道札幌聾学校	100	
			北海道札幌英藍高等学校	19,300	
			北海道札幌国際情報高等学校	9,300	
			北海道札幌北陵高等学校	20,500	
			北海道有朋高等学校	700	
北海道札幌あいの里高等養護学校	19,300				
3	C	1号	北海道札幌東高等学校	18,600	154,100
			北海道札幌啓成高等学校	14,500	
			北海道札幌厚別高等学校	21,400	
			北海道札幌白石高等学校	18,800	
			北海道札幌白陵高等学校	13,300	
			北海道札幌東商業高等学校	9,600	
			北海道札幌養護学校	400	
			北海道札幌丘珠高等学校	24,000	
			北海道札幌東陵高等学校	16,000	
北海道札幌東豊高等学校	17,500				
4	D	1号	北海道札幌西高等学校	23,800	152,500
			北海道札幌西陵高等学校	14,600	
			北海道札幌琴似工業高等学校	8,800	
			北海道札幌手稲高等学校	20,400	
			北海道札幌あすかぜ高等学校	19,900	
			北海道札幌稲雲高等学校	15,600	
			北海道札幌高等養護学校	20,500	
			北海道星置養護学校	100	
			北海道星置養護学校ほしみ高等学園	10,000	
			北海道札幌稲穂高等支援学校	18,800	
5	E	1号	北海道当別高等学校	36,600	92,000
			北海道石狩翔陽高等学校	20,100	
			北海道石狩南高等学校	19,400	
			北海道新篠津高等養護学校	15,900	
6	F	1号	北海道江別高等学校	21,000	92,900
			北海道野幌高等学校	17,200	
			北海道大麻高等学校	16,000	
			北海道北広島高等学校	26,100	
			北海道北広島西高等学校	11,600	
			北海道札幌養護学校共栄分校	100	
北海道白樺高等養護学校	900				
7	G	1号	北海道恵庭南高等学校	9,200	63,100
			北海道恵庭北高等学校	21,800	
			北海道千歳高等学校	18,300	
			北海道千歳北陽高等学校	11,100	
			北海道千歳高等支援学校	2,700	
合計					783,700

物品売買単価契約書

(灯油：○地区)

- 契約事項 暖房用燃料（以下「燃料」という。）の売買
- 燃料の種類及び規格
 - 燃料の種類 灯油
 - 規 格 J I S規格1号
- 納入場所 ●地区（別紙1「納入場所一覧」のとおり）
- 契約期間 令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
- 単 価 1リットル当たり 金 円 銭
上記価格に消費税及び地方消費税相当額を加算する。

上記燃料の売買について、発注者 北海道と供給人 （以下「受注者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

発注者 北海道
北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

受注者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の燃料を、契約期間中、納入場所の学校長（以下「校長」という。）の発注の都度、その指定する期日（以下「納入期限」という。）までに納入し、発注者は、その対価を受注者に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知（第4条の通知を除く。）、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(単価の変更)

第3条 発注者又は受注者は、契約期間中に経済情勢の激変その他の予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となったと認めるときは、協議の上これを変更することができるものとする。

2 前項の協議は、原則、別紙2「契約単価の変更協議基準（暖房用燃料）」に基づき行うものとする。

(納入及び検査)

第4条 発注者は、校長に発注を行わせるものとする。

2 受注者は、納入場所に燃料を納入し、直ちに納品書を校長に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

4 燃料の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前4項の規定を準用する。

(代金の支払)

第5条 受注者は、毎月10日までに、前月中に引き渡した燃料に係る代金額に当該代金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「売買代金」という。）を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した日か

ら30日以内に支払うものとする。

2 売買代金の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第6条 受注者は、納入期限までに燃料を納入することができないときは、その理由を付して発注者に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、発注者が納入期限の延期を承諾したときは、その申出の内容が天災その他不可抗力によるものと発注者が認めた場合又は発注者の責めに帰すべきものである場合を除き、受注者は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第4条第5項の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる時にあっては、当該合格しない燃料の検査に発注者が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る燃料の売買代金につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

3 発注者は、その責めに帰すべき理由により第5条第1項の売買代金の支払が遅れたときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第7条 発注者は、引き渡された燃料が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その燃料の代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、当該履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(危険負担)

第8条 第4条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた燃料についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに燃料の納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 燃料の納入及び引渡しを完了することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。
- (7) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等

直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第12条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第19条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第19条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第19条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受注者に対する命令とし、これらの

命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第13条 第10条各号又は第11条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、発注者は、第10条又は第11条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき理由による場合の契約解除の制限）

第15条 前条に定める事項が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第7条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 第10条又は第11条の規定により、燃料の納入及び引渡し後に契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、発注者と受注者とが協議して定めた額の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第10条又は第11条の規定により燃料の納入及び引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 燃料の納入及び引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 第1項各号又は前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、前2項の規定は適用しない。

(受注者の損害賠償請求等)

第17条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第18条 発注者は、引き渡された物品に関し、第4条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(不正行為に伴う賠償金)

第19条 受注者は、この契約に関して、第12条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の引渡しを受けた燃料の売買代金の合計額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納

付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない燃料の売買代金に係る賠償金については、当該燃料の売買代金が確定した都度、前項の規定中「毎月の引渡しを受けた燃料の売買代金の合計額」とあるのは「毎月の引渡しを受けた燃料の売買代金」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 発注者は、実際に生じた損害の額が前2項の賠償金の額を超えるときは、受注者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

（相殺）

第20条 発注者は、受注者に対して違約金その他の金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する売買代金請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

校舎暖房用燃料(灯油)地区別納入場所一覧

※地域区分は現在のものです

地域区分	学校名	郵便番号	住所	電話番号	納品場所	容量
A地区	北海道札幌南高等学校	064-8611	札幌市中央区南18条西6丁目1番1号	(011)521-2311	第一体育館タンク①	950L
					第一体育館タンク②	950L
					第一体育館タンク③	490L
					第二体育館タンク①	950L
					第二体育館タンク②	950L
					記念館及び食堂タンク①	490L
					記念館及び食堂タンク②	490L
	図書室タンク	90L				
	北海道札幌月寒高等学校	062-0051	札幌市豊平区月寒東1条3丁目1番1号	(011)851-3111	第一体育館地下タンク	950L
					第二体育館地下タンク	960L
					給食室タンク	490L
					格技場タンク	490L
					プールシャワー用タンク	490L
	トイレ・シャワー棟用タンク	950L				
	北海道札幌南陵高等学校	061-2292	札幌市南区藤野5条10丁目1番1号	(011)591-2101	体育館タンク①	860L
					体育館タンク②	860L
					通用口	180L
	北海道札幌真栄高等学校	004-0839	札幌市清田区真栄236番地1	(011)883-0465	体育館タンク①	900L
					体育館タンク②	900L
					体育館タンク③	900L
					格技場タンク	490L
北海道札幌平岡高等学校	004-0874	札幌市清田区平岡4条6丁目13番1号	(011)882-8122	第一体育館タンク①	950L	
				第一体育館タンク②	950L	
				第二体育館タンク①	950L	
北海道札幌真駒内養護学校	005-0011	札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号	(011)581-1782	ボイラー室前タンク	440L	
				寄宿舎浴室前タンク	450L	
				寄宿舎ホール前タンク	490L	
北海道札幌伏見支援学校	064-8514	札幌市中央区伏見4丁目4番21号	(011)520-5003	作業室タンク	490L	
B地区	北海道札幌北高等学校	001-0025	札幌市北区北25条西11丁目	(011)736-3191	第一体育館地下タンク	968L
					第二体育館タンク①	860L
					第二体育館タンク②	860L
					柔剣道場タンク	436L
					記念館タンク	904L
					防災棟タンク	436L
					プールタンク	436L
	弓道場タンク	90L				
	北海道札幌北陵高等学校	002-0857	札幌市北区屯田7条8丁目5番1号	(011)772-3051	第一体育館タンク	450L
					第二体育館タンク①	860L
					第二体育館タンク②	860L
	格技場タンク	450L				
	北海道札幌英藍高等学校	002-8053	札幌市北区篠路町篠路372番地67	(011)771-2004	第一体育館タンク①	960L
					第一体育館タンク②	960L
					第二体育館タンク①	960L
					第二体育館タンク②	960L
	物置	180L				
	北海道札幌国際情報高等学校	001-0930	札幌市北区新川717番1	(011)765-2021	体育館地下タンク	968L
					格技場タンク	490L
					プールタンク	490L
	北海道札幌工業高等学校	060-0820	札幌市北区北20条西13丁目	(011)727-3341	体育館地下タンク	1,900L
格技場タンク					446L	
記念館タンク①					446L	
記念館タンク②					446L	
ボクシング道場タンク	446L					
北海道有朋高等学校	002-8504	札幌市北区屯田9条7丁目	(011)773-8200	裏玄関	180L	
北海道札幌聾学校	001-0026	札幌市北区北26条西12丁目	(011)716-2979	物置	90L	
北海道札幌あいの里高等支援学校	002-8074	札幌市北区あいの里4条7丁目1番1号	(011)770-5511	体育館タンク①	908L	
				体育館タンク②	908L	
				体育館タンク③	860L	
				体育館タンク④	860L	
プールタンク	436L					

校舎暖房用燃料(灯油)地区別納入場所一覧

※地域区分は現在のものです

地域区分	学校名	郵便番号	住所	電話番号	納品場所	容量
C地区	北海道札幌東高等学校	003-0809	札幌市白石区菊水9条3丁目	(011)811-1919	体育館タンク①	950L
					体育館タンク②	950L
					体育館タンク③	950L
					体育館タンク④	950L
					格技場タンク	490L
	北海道札幌啓成高等学校	004-0004	札幌市厚別区厚別東4条8丁目6番1号	(011)898-2311	第一体育館タンク①	950L
					第一体育館タンク②	950L
					第二体育館タンク①	950L
					第二体育館タンク②	950L
					格技場タンク	950L
	北海道札幌丘珠高等学校	007-0881	札幌市東区北丘珠1条2丁目589番1	(011)782-2911	第二体育館タンク①	860L
					第二体育館タンク②	860L
					職員玄関横タンク	490L
					第一体育館タンク	490L
	北海道札幌白石高等学校	003-0859	札幌市白石区川北2261番地	(011)872-2071	第一体育館タンク	490L
					第二体育館地下タンク	929L
					体育館渡廊下タンク	490L
					格技場タンク	490L
					プールタンク	490L
					物置	180L
弓道場タンク					490L	
北海道札幌東陵高等学校	007-8585	札幌市東区東苗穂10条1丁目2番21号	(011)791-5055	第一体育館タンク	490L	
				第二体育館タンク①	900L	
				第二体育館タンク②	900L	
				格技場タンク	490L	
北海道札幌東豊高等学校	007-0820	札幌市東区東雁来町376番1	(011)791-4171	体育館タンク①	930L	
				体育館タンク②	930L	
				格技場タンク	440L	
北海道札幌厚別高等学校	004-0069	札幌市厚別区厚別町山本750番15	(011)892-7661	第一体育館タンク①	950L	
				第一体育館タンク②	950L	
				第二体育館タンク①	950L	
				第二体育館タンク②	950L	
北海道札幌白陵高等学校	003-0876	札幌市白石区東米里2062番地の10	(011)871-5500	格技場タンク	450L	
				第一体育館地下タンク	930L	
				第二体育館タンク①	900L	
北海道札幌東商業高等学校	004-0053	札幌市厚別区厚別中央3条5丁目6番10号	(011)891-2311	第二体育館タンク②	900L	
				格技場タンク	440L	
北海道札幌養護学校	004-0069	札幌市厚別区厚別町山本751番地206	(011)896-1311	体育館東側タンク①	950L	
				体育館東側タンク②	950L	
					作業棟タンク	490L
					高等部作業室タンク	180L

校舎暖房用燃料(灯油)地区別納入場所一覧

※地域区分は現在のものです

地域区分	学校名	郵便番号	住所	電話番号	納品場所	容量
D地区	北海道札幌西高等学校	064-8624	札幌市中央区宮の森4条8丁目1番地	(011)611-4401	第一体育館タンク	950L
					第二体育館タンク	950L
					渡廊下タンク①	450L
					渡廊下タンク②	450L
					同窓会館タンク	450L
	プールタンク	450L				
	北海道札幌手稲高等学校	006-0829	札幌市手稲区手稲前田497番2	(011)683-3311	第一体育館タンク①	450L
					第一体育館タンク②	450L
					第一体育館タンク③	450L
					第二体育館地下タンク	1,900L
					体育教官室タンク	450L
					格技場タンク①	450L
					格技場タンク②	450L
	プールタンク	450L				
	北海道札幌西陵高等学校	063-0023	札幌市西区平和3条4丁目2番1号	(011)663-7121	体育館タンク①	950L
					体育館タンク②	950L
	北海道札幌あすかぜ高等学校	006-0860	札幌市手稲区手稲山口254番地	(011)694-5033	第一体育館地下タンク	1,900L
					第二体育館地下タンク	950L
					柔剣道場タンク	490L
北海道札幌稲雲高等学校	006-0026	札幌市手稲区手稲本町6条4丁目1番1号	(011)684-0034	体育館タンク①	950L	
				体育館タンク②	950L	
				体育館タンク③	950L	
				体育館タンク④	950L	
				生徒玄関横タンク	490L	
事務室東側タンク	490L					
北海道札幌琴似工業高等学校	063-0833	札幌市西区発寒13条11丁目3番1号	(011)661-3251	体育館タンク①	950L	
				体育館タンク②	950L	
				格技場タンク	950L	
北海道星置養護学校	006-0853	札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号	(011)682-5110	車庫	90L	
				組立式移動ハウス①	90L	
				組立式移動ハウス②	90L	
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	006-0860	札幌市手稲区手稲山口740番地1	(011)681-6500	第一体育館タンク①	950L	
				第一体育館タンク②	950L	
				第二体育館地下タンク	990L	
北海道札幌高等養護学校	006-0829	札幌市手稲区手稲前田485番地3	(011)685-7744	温室タンク①	830L	
				温室タンク②	490L	
				格技場タンク	490L	
				プールタンク	490L	
北海道札幌稲穂高等支援学校	006-0034	札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号	(011)695-6922	体育館暖房用ホームタンク①	490L	
				体育館暖房用ホームタンク②	490L	
				増築校舎タンク	950L	
				通用口	180L	
E地区	北海道当別高等学校	061-0296	石狩郡当別町春日町84番地4	(0133)23-2444	体育館タンク①	950L
					体育館タンク②	950L
					農場管理室タンク	90L
					温室Aタンク	490L
					温室Bタンク	450L
					温室Cタンク	450L
					温室Dタンク	450L
	校舎横タンク	200L				
	北海道石狩翔陽高等学校	061-3248	石狩市花川東128番地31	(0133)74-5771	第一体育館タンク①	490L
					第一体育館タンク②	490L
					第二体育館タンク①	909L
					第二体育館タンク②	909L
					柔剣道場タンク	490L
	事務室横タンク	490L				
	北海道石狩南高等学校	061-3208	石狩市花川南8条5丁目1番	(0133)73-4181	第一体育館タンク①	950L
					第一体育館タンク②	950L
第二体育館タンク①					900L	
第二体育館タンク②	900L					
北海道新篠津高等養護学校	068-1115	石狩郡新篠津村第45線北13番地	(0126)58-3280	温室タンク	980L	
				プールタンク	490L	
				防災棟タンク	490L	
				談話室タンク	490L	
外物置	180L					

校舎暖房用燃料(灯油)地区別納入場所一覧

※地域区分は現在のものです

地域区分	学校名	郵便番号	住所	電話番号	納品場所	容量
F地区	北海道江別高等学校	067-8564	江別市上江別444番地の1	(011)382-2173	第一体育館地下タンク	1,000L
					第二体育館地下タンク	1,000L
					格技場タンク	490L
					体育準備室タンク	490L
	北海道野幌高等学校	069-0805	江別市元野幌740番地	(011)382-2477	シャワー室タンク	490L
					第二体育館地下タンク	1,900L
	北海道大麻高等学校	069-0847	江別市大麻ひかり町2番地	(011)387-1661	格技場タンク	490L
					第一体育館地下タンク	1,900L
					第二体育館タンク①	950L
	北海道北広島高等学校	061-1112	北広島市共栄305番地3	(011)372-2281	第二体育館タンク②	950L
					第二体育館タンク③	450L
					格技場タンク	450L
					校舎棟タンク	950L
					物置タンク	450L
物置					180L	
北海道北広島西高等学校					061-1105	北広島市西の里東3丁目3番地
北海道札幌養護学校共栄分校	061-1112	北広島市共栄274番地1	(011)373-6859	第一体育館タンク②	950L	
				物置	90L	
北海道白樺高等養護学校	061-1264	北広島市輪厚621番地1	(011)376-2353	格技場タンク	490L	
G地区	北海道恵庭南高等学校	061-1412	恵庭市白樺町4丁目1番1号	(0123)32-2391	プールタンク	490L
					保健室横タンク	490L
					食堂横タンク	950L
					校門横タンク	490L
					定時制用校門横タンク	490L
					プール温風用タンク①	950L
					プール温風用タンク②	950L
					プール給湯用タンク①	950L
	北海道恵庭北高等学校	061-1375	恵庭市南島松359番地1	(0123)36-8111	プール給湯用タンク②	950L
					格技場タンク	490L
					シャワー棟タンク	490L
					体育館地下タンク	1,900L
	北海道千歳高等学校	066-8501	千歳市北栄1丁目4番1号	(0123)23-9146	校舎前タンク	490L
					プールタンク	490L
					体育館タンク①	950L
					体育館タンク②	950L
	北海道千歳北陽高等学校	066-8611	千歳市北陽2丁目10番53号	(0123)24-2818	体育館タンク③	950L
体育館タンク④					950L	
格技場タンク					490L	
北海道千歳高等支援学校	066-0045	千歳市真々地2丁目3番1号	(0123)23-6681	プールタンク	490L	
				実習室用タンク①	490L	
				実習室用タンク②	490L	
				東側非常口前	180L	

契約単価の変更協議基準（暖房用燃料）

各契約事業者との価格変更を、公平かつ適正に実施するため、次に基づき契約単価の変更協議を行うものとします。

1 価格変更の指標とするもの

- (1) 札幌市消費者センターが公表する石油製品小売価格調査結果のうち多量配達灯油の平均価格
- (2) 石油連盟において公表する貿易統計のうち、「01 原油・粗油C I F 価格（旬間速報）」

2 用語の定義

- (1) 調査月 石狩教育局が変更契約の要否を検討する月
- (2) 当初月 入札執行日の属する月
- (3) 市場価格

札幌市消費者センターが公表する石油製品小売価格調査結果における灯油（多量配達）の平均価格のうち、毎月下旬に公表される価格（消費税及び地方消費税の額を除いた価格（小数点第3位以下は切り捨てる。））。

(4) 市場価格の差額

当初月から調査月までの市場価格の差額のことをいう。

算出方法	市場価格の差額 = 【調査月の市場価格】 - 【当初月の市場価格】
------	-----------------------------------

(5) C I F（シフ）価格

ア 当初月のC I F（シフ）価格

石油連盟において公表する貿易統計のうち、「01原油・粗油C I F 価格（旬間速報）」における入札執行日の属する月の前月の中・下旬分と入札執行日の属する月の上旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）。

イ 調査月のC I F（シフ）価格

石油連盟において公表する貿易統計のうち、「01原油・粗油C I F 価格（旬間速報）」における調査月前月の中・下旬分と調査月の上旬分の合計金額を、当該期間の合計数量で除した価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）。

(6) C I F 価格の差額

当初月から調査月までのC I F 価格の差額のことをいう。

算出方法	C I F 価格の差額 = 【調査月のC I F 価格】 - 【当初月のC I F 価格】
------	---

(7) 単価変動額

「市場価格の差額」と直近までの契約変更の状況を勘案した変動額のことをいう。

算出方法	単価変動額 = 【市場価格の差額】 + (【1番最初の契約単価】 - 【現行の契約単価】)
------	---

(8) 経費等変動額

「市場価格の差額」と「C I F 価格の差額」を比較し、いわゆる仕入価格の増減を表す変動額のことをいう。

算出方法	経費等変動額 = 【市場価格の差額】 - 【C I F 価格の差額】
------	------------------------------------

3 単価変更に伴う協議価格の決定方法

- (1) 「単価変動額」に1円以上の増減が生じた場合に、協議を行うものとする。
- (2) (1)の場合において、「経費等変動額」の状況に応じ、協議価格を次の方法により決定する。

ア 「経費等変動額」が「0円以上（プラス）」のとき

協議価格は、「単価変動額」とし、その額に1円未満の端数があるときはその額を切り捨てた額とする。

イ 「経費等変動額」が「0円未満（マイナス）」のとき

協議価格は、「単価変動額」に1円を加算した額とし、その額に1円未満の端数があるときはその額を切り捨てた額とする。ただし、その額が「0円」となる場合（単価変動額がマイナス1円台のとき）については、その月の契約単価の変更は行わないものとする。

- (3) 変更後の価格の適用日は、調査月の翌月 1 日からとする。
- (4) 初回の契約単価変更協議
契約期間の初日の属する月から実施する。

物品競争入札心得

(総則)

第1条 北海道が発注する物品購入等の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

~~(入札保証金等)~~

~~第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。~~

~~3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。~~

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「校舎暖房用燃料(灯油)購入単価契約入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

- (3) 入札書に記名押印がない入札
 - ~~(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札~~
 - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
 - (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
 - (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (8) 郵便等による入札で所定の日時までには到着しなかったもの
 - (9) 無権代理人がした入札
 - (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
 - (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (12) その他入札に関する条件に違反した入札
- (開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所には出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。ただし、送付により入札を行った者が開札場所にいないときは、再度入札を改めて後日行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とします。ただし、~~最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。~~

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

~~(最低価格の入札者を落札者としめない場合)~~

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

~~(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。~~

~~(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。~~

~~2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。~~

~~3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を、落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。~~

~~(注) この条項は、契約内容が製造の請負に該当する場合に適用する。~~

~~(入札保証金等の返還)~~

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

~~2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。~~

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

~~(北海道議会の議決事件)~~

第14条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。

~~2 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~
(落札者と契約を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができますものとし、この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(入札保証金等の帰属)

~~第16条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。~~

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

~~(契約保証金等)~~

~~第17条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

~~2 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。~~

~~3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

~~4 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。~~

~~(入札保証金等の充当)~~

~~第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。~~

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。